

○文部科学省告示第百四十八号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十二年十一月十八日

文部科学大臣 高木 義明

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
啓明学園北泉寮	木造二階建、瓦葺、建築面積二六二二平方メートル	平成十年文部省告示第百三十八号	東京都昭島市拜島町五十一番一五号

○文化庁告示第五十一号
著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十二年十一月二日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十二年十一月十八日

文化庁長官 山本 久

特定非営利活動法人 函館
○厚生労働省告示第三三三号
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十六年四月八条の二第三項において第六二号の規定に基づき、環境の確保に関する法律第百九号を公布する所、同省告示第三百四号）の一

平成二十二年十一月十八日

厚生大臣 厚生 斐

第六の表附研一9の項の欄中「上大川前通六番町一」同表附研一31の項住所及び「金屋町八番八号」を「古町五十四番地に改め、同表附研一32の項住所及び事業所の所在地の欄中「大阪市都島区下島本通三丁目八番十二号」を「原市天美西二 一番九号」に改める。

○厚生労働省 ① 第三百八十七号
厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額③算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平

①DPC病院
②診療報酬(DPC)点数
③DPC対象外(出来高)とする患者

法律第二十の十の生等的の正す

法 夫 在 地 中 欄 中

○農林水産省告示第九百八号
農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千八百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

「年一分二厘」を「年一分三厘」に改める。

附 則
この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

成二十年厚生労働省告示第九十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十八日

厚生労働大臣 細川 律夫

第二号口中「又は関節症性乾癆」を「若しくは関節症性乾癆又は中等症若しくは重症の活動期にあるクローン病」に改め、同号に次のように加える。

ワ エプタコク アルファ(活性型)遺伝子組換え(グランツマン血小板無力症患者(GP IIb/IIIa)又はHLAに対する抗体を有する者であつて、血小板輸血不応状態にある又はあつたものに限る。)の出血傾向の抑制のために投与するものに限る。

カ ポリエチレングリコール処理入免疫グロブリン(多発性筋炎又は皮膚筋炎による筋力低下(ステロイド剤の投与による効果が不十分な場合に限る。)の改善のために投与するものに限る。)

ヨ 乾燥抗D(Rho)入免疫グロブリン(D(Rho)陰性であつて、以前にD(Rho)因子による感作を受けていない者の流産後の同因子による感作の抑制のために投与するものに限る。)